

会議名	令和7年度第3回小牧市こども・子育て会議	
日時	令和7年11月12日(水)午後2時	
場所	小牧市役所本庁舎6階 601会議室	
出席委員	兵庫教育大学 小学校教員養成特別コース 教授	鈴木 正敏
	名古屋経済大学 人間生活科学部教育保育学科 特任教授	長江 美津子
	小牧市教育委員会 教育委員	加藤 由美
	小牧市青少年健全育成市民会議 代表	安藤 和憲
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表	田中 正造
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表	峯田 一子
	小牧市社会福祉協議会 代表	梶田 光俊
	小牧市母子保健推進協議会 代表	夏目 恵子
	保育園長会 代表(公立園)	森島 厚子
	保育園保護者 代表(公立園以外)	服部 友里恵
	小牧市私立幼稚園連合協議会 代表	竹川 陽子
	小牧市私立幼稚園保護者 代表	伊藤 恭子
	小牧市立第一幼稚園 代表	横島 ゆかり
	勤労者 代表	河合 達夫
	小牧市立学校地域コーディネーター 代表	玉置 博子
	こまき市民活動ネットワーク 代表	鳥居 由香里
欠席委員	公募委員	馬場 容子
	公募委員	坂 かなこ
	こども・若者代表	川口 佑貴
	小牧市小中学校校長会 代表	佐藤 史洋
	保育園長会 代表(公立園以外)	京谷 和恵
	保育園保護者 代表(公立園)	奥村 亜矢子

【事務局（小川課長）】

ただいまから、令和7年度第3回小牧市こども・子育て会議を開催します。本日は大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

司会は私、こども政策課長の小川が務めます。よろしくお願ひいたします。

本日の会議には、現時点で19名の委員の方が参加されており、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立しておりますことをここにご報告させていただきます。

なお、小牧市小中学校校長会代表の佐藤委員、保育園長会代表の京谷委員、事業所代表の小坂委員、こども若者代表の小林委員の4名につきましては、あらかじめご欠席との連絡をいただいております。

また11月より市役所の開庁時間が午前9時から午後4時までと変更になりました。本日の会議終了予定時刻は午後3時半ごろを目安に進めて参りたいと思っておりますので、皆様のご協力を何卒よろしくお願ひいたします。

次に会議資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、全て事前に送付させていただいているが不足等ございましたら、後程お声かけください。

初めに次第、資料1「第2回こども子育て会議（書面会議）における意見について」、資料2「【概要版】小牧市子ども・子育て支援事業計画 R6年度評価」、資料3「児童クラブにおける「放課後児童支援員とみなす支援員（みなし支援員）」の導入について」、資料4「「こども誰でも通園制度」の開始について」、資料5「小牧市こども計画 中間見直しについて」資料6-1「「はな保育室 こまきはら」の概要」、資料6-2「「はな保育室 こまきはら」の認可に係る意見聴取の結果について」以上となります。不足等ございましたらお申し付けください。

続きまして、こども未来部長の川尻より、あいさつを申し上げます。

【事務局（川尻部長）】

=部長あいさつ=

【事務局（小川課長）】

続きまして鈴木会長よりご挨拶を賜ります。

【鈴木会長】

=会長あいさつ=

【事務局（小川課長）】

ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、鈴木会長へお願ひさせていただきます。よろしくお願ひします。

【鈴木会長】

それでは、次第2の報告の方に移らせていただきます。

(1) 令和7年度第2回こども子育て会議の書面会議の結果について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

【事務局（山本係長）】

こども政策課の山本と申します。

報告事項1 令和7年度第2回こども子育て会議書面会議の結果についてご説明させていただきます。

第2回こども子育て会議は、委員の皆さまにお諮りしたい内容が、6月に実施いたしました第1回会議での内容と重複したことと、その他にお諮りするべき事項が少なかったため、書面会議として、8月に実施させていただきました。

その結果報告と、その後の各種事業の経過について、ご報告させていただきます。

資料1をご覧ください。

書面会議の議題（1）につきましては、前計画である小牧市こども子育て支援事業計画に基づく令和6年度の事業実績に対するご意見をお伺したものでありました。この議題につきましては、第1回会議の折にも、令和6年度の各種事業に対する実績報告及び評価をご説明させていただき、それに対するご意見をいただいておりましたが、計画の実績報告等を公表するにあたり、改めて意見を伺ったものであります。

資料には、委員よりいただいた意見の内容を記載しております。

それでは、いただいた意見に対する事務局の考え方について、各担当から回答させていただきます。

まず、長江委員からの1点目の意見につきまして、保育園や児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進の他、保育サービスの充実に対応するために、積極的な人材確保に努め、利用者に負担のかからない体制を整えてほしいという意見をいただきました。サービスの充実と人材確保は表裏一体ですが、サービスの低下を招き、保護者へ著しい負担のかからないバランスを十分に考慮しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目のご意見について、子育て世代包括支援センターから回答させていただきます。

【事務局（岡本副所長）】

子育て世代包括支援センターの岡本と申します。私からはアニバーサリー事業についてご説明させていただきます。

アニバーサリー事業は令和元年度より実施しており、現在は小牧市の伴走型相談支援の1つとして位置づけております。

本事業は、1歳の誕生日の節目に小牧市の強みである市内7ヶ所の児童館と子育て世代包括支援センターにおいて、職員とともに成長をお祝いし、長江委員がおっしゃられたように孤立することなく、地域で子育てしていくよう、その後の児童館利用にも繋げていくことを目的としております。

また、その時に情報提供や育児相談を行うなど、必要に応じて関係機関と連携し、切れ目ない支援を行っております。

2歳の誕生日にプレゼントをお渡しする事業を実施する予定はございませんが、引き続き育児の相談ができる場、保護者同士で話をしたり、子育てのヒントがもらえる場として活用していただけますよう、児童館や子育て世代包括支援センターの周知に努めて参りたいと思います。

【事務局（川副係長）】

続きまして、加藤委員からいただきました、一般型一時預かり事業に関する保育士の確保策の具体的な方法についてです。

幼児教育・保育課の川副と申します。よろしくお願ひいたします。

保育士の確保策として、公立・私立を問わず、市内の保育園等に勤務する意思のある方に対して、就職準備金を最大50万円貸し付ける、小牧市保育士等就職準備貸付金制度の他、私立保育園等に対しては、保育士の待遇改善を目的とした市独自の補助金など、市内における保育士等の人材の確保に努めているところです。

続きまして土曜日の共同保育の実施について、令和5年10月から実施され2年近くになり、その後の子どもの様子や共同保育の意義についてのお問い合わせについてです。

令和5年10月から、公立全園で土曜日の共同保育を実施しました。共同保育開始から2年が経ちまして保護者の皆様も他園への通園に慣れ、苦情等もなくスムーズに行えております。

子どもたちも他園の友達に自園で楽しんでいる遊びを教え合い、自園で楽しむなど、共同保育の環境を楽しむ姿が見られます。

園児にとっては1園当たりの少人数ではなく、複数園で合同して保育を行うことから集団での保育が可能となり、他園の新しい友達との交流ができるなど、他園の馴染みのない保育士と関わることで、人間関係を育む場になることの意義があると考えております。

【事務局（山本係長）】

令和6年度事業実績に対して、いただいた意見に対する回答は以上となります。

ここで、資料 2 をご覧ください。

こちらは、小牧市こども子育て支援事業計画の令和 6 年度事業実績の評価の概要版として、第 1 回会議の資料としてお配りしております実績報告書の中で、各種事業の実績を 4 段階で評価した点数を、計画の体系毎に平均点としてまとめたものとなっております。

3 が見込み並み、例年並みの点数ですので、一部 3 を下回ったところもございますが、全体的には概ね例年並みの実績であったという結果となっております。また、こちらの概要版資料には、基本目標ごとに、第 1 回及び第 2 回の会議で、委員の皆さまからいただきました意見を添えさせていただいております。

なお、第 1 回会議において、基本目標 1 の施策の中の「夢にチャレンジ助成金支給事業」の対象を中学生にも拡充できるとよいというご意見をいただきました。ご意見を受け、今年度の 12 月より対象を中学生に拡充する予定をしております。

こちらの概要版と、第 1 回会議資料の詳細の実績報告書につきましては、現在市の HP にて公表させていただいておりますので、ご承知おきください。

続きまして、資料 1 に戻っていただき、裏面をご覧ください。

書面会議の議題（2）は、放課後児童クラブにおけるみなし支援員の導入について、委員の皆さまに意見を伺ったものであります。みなし支援員の導入の概要については、資料 3 のとおりです。児童クラブの運営にあたりましては、都道府県知事等が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者を 1 つの支援単位いわゆる教室ごとに 2 名の最低でも 1 名の配置することを条例に規定しております。この認定資格研修を受講するためには、要件がありまして、教員免許や保育士資格等の基礎資格を所有している、もしくは、高卒以上で児童クラブ等の健全育成事業に 2 年以上従事した実績があるなどの一定程度の知識技能や経験がある必要があります。

ここ数年の児童クラブは、児童数は減少傾向にあるものの、児童クラブの利用者数は増加しており、支援員不足が課題となった背景もありまして、認定資格研修は未受講であるものの、基礎資格を所有しているまたは、一定の実務経験がある方など、受講のための要件を満たしている方で、速やかに認定資格研修を受講する見込みのある方を、支援員とみなし、いわゆる「みなし支援員」として配置できるような条例改正を行いたいという内容でございました。

これに対し、委員の皆さまからいただいた意見を資料 1 に記載しております。各委員から、支援員確保の重要性と合わせて、質の維持、向上の重要性についてのご意見をいただきました。

支援員の確保という観点からは、処遇改善（働き方改革）を進めるとともに、求人募集の充実、必要に応じて人材派遣を活用するなどして、児童クラブ運営に努め

てまいります。

また、質の維持・向上という観点からは、みなし支援員は、一定程度の知識や経験等を有していることから、極端な質の低下にはつながらないものと考えておりますが、こども政策課等で実施する研修の受講を通じて、引き続き支援員の質の維持・向上を図ってまいります。

なお、この条例改正につきましては、令和7年9月の定例市議会において議決いただき、令和8年4月より運用開始させていただくことをご報告させていただきます。

以上で報告事項1の説明を終わります。

【鈴木会長】

書面でこれだけご意見をいただき本当にありがとうございました。

それに対してご説明がありましたら、質問やご意見をいただいた委員様からなにかあればと思いますが。

アニバーサリー事業については、予算取りも難しいのですけれども、そういったお子さんにも対応したり、休日保育も順調にいってるということではありますが、加藤委員何かありますか。

【加藤委員】

共同保育のことをお尋ねしたのは、やはり運営上、共同保育という形になってきている中で、こどもたちの様子はどうなのかなというところが気になったところです。

こどもたちにとってもその意義があると伺いましたので、こどもたちの幅が広がるという意味ではこの共同保育というのは、ありがたいかなと思いました。

【鈴木会長】

共同保育でも場所に慣れなかったりとか、寂しかったりとかすることもあるうかと思うんですけど、友達が広がったりというお話もありましたので、良いほうに転がってるかと思います。

いろんな友達と触れ合えて、楽しく過ごしていただければ、保護者の方としてもいいんじゃないかなと、ご報告を聞いて思いました。ありがとうございます。

みなし支援員については、質をしっかりと保っておかないといけないというところは大前提ではあるんですけども、この人材不足の折、やはりこういった形で人材を補充するということは、良いかと今聞いて思いました。そのところはアフターケアが非常に大切かと思いますので、それを踏まえた上で実施していただければなと思います。

それでは（2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画の策定

についてご報告をよろしくお願ひいたします。

【事務局（川副係長）】

報告2の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画の策定について説明いたします。資料4をご覧ください。

まず、乳児等通園支援事業の概要について説明をさせていただきます。

乳児等通園支援事業とは、令和8年度に全国一律で実施が予定されております「こども誰でも通園制度」のことと言い、本市におきましては市内の保育所等で令和8年4月1日から開始いたします。

こども誰でも通園制度とは、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された国的新たな通園制度で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用していただくことができます。

この制度を利用することにより、こどもにとっては、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られるほか、保護者にとっては、地域の様々な情報や人とのつながりが広がることが期待され、孤立感、不安感等の解消やこどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながることが期待されます。

この制度を利用できるのは、小牧市に在住し、生後6か月から満3歳未満であって、保育所等に通っていないお子さんになります。

利用できる時間は、1人あたり月10時間まで、時間単位で柔軟に利用が可能となります。なお、利用できる時間帯は受け入れ先の施設ごとに変わります。

利用料金については、今は1時間300円とされておりますが、今の国の検討資料では、市から支払われる運営経費に含まれる運用で議論が進められているようすで、現時点での内容とご理解いただければ幸いです。

実施を予定している施設につきまして、11月中旬を期限として施設から市に認可申請していただきますのでこれから決定されますが、公立の「小規模保育園こすも」や、子育て世代包括支援センター、大城児童館での実施のほか、民間の保育園や小規模保育事業所などで実施を予定しています。なお、全ての施設での実施が義務付けられているものではありませんので、実施が可能な施設から認可申請を受け付けるものです。

認可の手続として、小規模保育事業所と同じように、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、市が認可を行いますので、施設からの認可申請を受け、家庭的保育事業等部会の中で意見をお伺いしたいと考えております。以上が概要となります。

代用計画について説明いたします。こども誰でも通園制度の量の見込みや確保の

内容などについても、保育園等と同じように小牧市こども計画に記載する必要がありますが、必要な事項を計画に盛り込むことが困難な場合においては、代用計画による策定が可能とされています。

計画策定時において、確保の内容や実施体制については検討中であったため、代用計画により必要な事項を盛り込むこととしました。

現在、施設からの認可申請を受け付けており、令和8年1月には本市の実施体制が概ね整うため、代用計画に確保の内容を記載する予定です。

代用計画においても、こども・子育て会議の委員の皆様に意見聴取を実施し、県への協議及び提出を行う予定で準備を進めておりますので、委員の皆さんにおかれましてもご承知おきいただければと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございました。

国の方針が定まってない中、着々と進められてるということでありました。

公立園でも民間でも実施可能ということで、小牧市としてはスタートが多分切れるんじゃないかと思われますけれども、これにつきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

【鳥居委員】

まず1点目なんですが、対象者が3点書いてあるんですけども、やはりここにこられない子、病気の子とか障がい者、外国の子に対して、どのように考えられているのか。

もしこの方たちを受け入れるのであれば、それなりの対応が必要になってくると思うんです。対象者がすごく漠然としていて、こういう子たちも行ってもいいのか。保育園とかこども認定にこういう形で行けない子が結構多いんですね。

だからその辺を明確にしておいて、受け入れるのであればその対応を。それとおやつについてですけど、今アレルギーの子とか、外国の子であればイスラム教の子であると食べるものが限定されてくるっていうこともあるんですね。

その辺も踏まえた内容も加味していかないといけないかなと思うんですけど、そのあたりどのように考えられているか教えていただきたいです。よろしくお願ひいたします。

【鈴木会長】

ありがとうございます。それでは川副さんお願いします。

【事務局（川副係長）】

こちらにつきましては、我々としても、受け入れる施設においても大変重要なことであると認識をしております。

実施にあたってですが、保護者は使いたい施設に事前面談という形で面談することになっております。面談をいたしまして受け入れ体制を整えていきますので、全く知らないこどもを受け入れるというのではなく、事前にそういったコミュニケーションをとりながら実施につなげていくという運用で考えております。

それに当たりまして、施設側にも国からの給付費という形でお金が支払われることになります。その内容については、まだ明確に国から示されておりませんが、令和7年度の実施内容でいきますと、例えば障がい児のこどもを受け入れる場合については、プラス幾らという形で加算金が設けられる制度がありますので、まずは施設側の受け入れの方法等、国のお金の話と合わせて、受け入れは慎重に検討しているというところになりますので、ご承知おきいただければと思います。

【鳥居委員】

面談のときにどうしても受け入れられない場合もひょっとして出てくるのではないかと思うんですよね。その時に保護者の感情として、誰でもと言ってるのでうちの子はだめだとかというようなことになってしまったとき、そのあたりのことも踏まえて考えておかないといけないんじゃないかなと思うんですけどいかがですかね、すべて受け入れOKというわけにいかない場合もありますよね。

【事務局（川副係長）】

お子さんを預かるという視点でいきますと、まずは安全にお預かりができるということが第1の前提になるかと思います。

今回、お預かりできる対象者としては、保育園等に通っていないお子さんということもありますので、そういった点も踏まえて、ご家庭での支援であったり、もししくは他の行政サービスのご提案だったり、誰でも通園制度だけで行政サービスが完結するわけではなく、幅広く支援ということを検討していく必要があると思います。

そういう点で、普段関わりのない保護者の方がこども誰でも通園制度の利用を検討することによりまして、他との繋がりができる。そういうことも、この誰でも通園制度の意義の1つではないかなと思っております。

【鈴木会長】

ありがとうございました。多分、この子たちが3歳を超えて入園となったときに同じような配慮が必要になって参りますので、そうしましたら、早めに対応ができる体制が整うかもしれないなと今お聞きしてて思いました。

安全確保が第1ですので特に医療的ケア児とかの場合、本当に細心の注意を払わなくてはいけないということがありますので、誰でもと言いながらなかなか体制を整えるっていうところは難しいかと思います。

そういう個別のニーズに関しては、対応を考えますというようなことを少し入れておいていただくと良いかもしれません。

広報のときにも何かご相談くださいというような掲示、提示があった方が、ひょっとしたら心づもりができるかなと思います。

いずれ課題になることですので、そこも含めてこども誰でも通園制度を利用しながら、保護者、行政ともども考えていく必要があるかなと思いました。

他はいかがでしょうか。田中さんお願いします。

【田中委員】

こども誰でも通園制度の対象者のところで、小牧市在住ということですけど、例えば小牧市在住または在勤でもいいということは検討されたんでしょうか。

もう1点。利用可能時間で1人当たり月10時間までということになっているんですけど、この10時間までというのは何を基準にして決められたんでしょうか。

それと、小牧市以外の他の市でもこの制度をやってるところはありますでしょうか。

【事務局（川副係長）】

対象者については、まずは小牧市民の方に利用していただく制度であると認識をしております。

その上で、小牧市民の方で定員が埋まらなければ、市外の方も利用が可能である制度にはなっておりません。

例えば市民の方は市外の方よりも早めに予約ができる、市外の方は直前であれば利用ができるなど、そういう運用の仕方で市外の方も利用が可能になってくるとは思います。まずは市民の方に利用いただくものとしてご認識をいただければと思っております。

例外もありまして、例えば里帰り出産などで小牧市民であって里帰り先の市町村で誰でも通園制度を利用したい。その場合についてはまだ確定ではないですが、市民の方と同じように利用ができるようになっていくかと思っております。

続いて利用時間が月10時間の根拠についてです。こちらは小牧市が独自に設定したものではなく、国が全国一律で10時間としたものです。

3点目の他市事例については、令和7年度に試行的に実施している自治体もありますが、まだ少数ですので、令和8年度からどこの自治体でも一斉に始まっていく、小牧市も令和8年度から実施するというものになっております。

【鈴木会長】

やはり市民が優先ですので、余裕があったら運用としてできるということでした。今はどのぐらい利用が来られるかがまだわからないというのがありますので、

そこも運用しながら考えなくてはいけないところです。

月10時間については国が決めているんですけど、本当に何の根拠があるんだろうなと思いますね。2時間、1時間とかだと子どもが泣いているうちに終わっちゃうんですよね。月を跨いで行くと少し慣れてくるので、意味が出てくるんですけど。

逆に10時間のために保育士教諭を配置するのが大変だというのもありますので、やってみないとわからないというところもあります。

1月に認可が出てスケジュール通り開始するということではありますので、4月にどんなふうになるか、また、年明けてからの会議のところでご報告が聞けるかなというふうに思っております。

他はいかがでしょうか。

【川口委員】

今、事業者の方が認可申請中だと思うんですけど現在でどのくらいの申請が来ているのか教えていただきたいです。

【事務局（川副係長）】

書類の書き方の相談も含めて受け付けをしていますが、現時点では審査中ということで、数については控えさせていただければと思います。ですがいくつか申請は出ている状況です。申しわけありません。

【鈴木会長】

いくつか出てるみたいなので、次のときに報告が聞けるかと思うんですけど、ゼロということではないということですね。

【伊藤委員】

小さい質問なんですけど、この予約というのはどれくらい前から予約ができるものでしょうか。

今日6時間だけ預かって欲しいというのが1ヶ月前からしかだめと言われたら、多分厳しいんじゃないかなと、前日もしくは前々日だとすごく有意義な制度なんじゃないかなって思ったんですけど、どれくらい前から予約できるのでしょうか。

【事務局（川副係長）】

予約の時期については施設側が設定することになっておりまして、施設により変わりますというお答えになります。

施設側からも同じような質問を受けておりまして、その際には市民の方が使いやすいように、可能な限り直前まで利用ができるといいというお話をさせていただいたこともあります。

ただ、施設側の視点でお話をさせていただくと、やはり保育士の勤務体制、勤務

表のこともありますし、ある程度専従の保育者を確保するものの、場合によっては確保が難しいこともあります。なので一概に何日前までっていうところは現時点ではまだ決まっていないというものになります。

【鈴木会長】

直前でも利用できたらいいんですけど、そのために保育士を1人置いておくわけにはいかないという問題もあります。この季節だとお子さんも、大人もいろんな感染症で急に休まれるということも出てきます。

施設にもお願いされているということで、当日はさすがに難しいと思いますが、前日、前々日ぐらいで、となるのか気になるところです。

他はいかがでしょうか。

【安藤委員】

私の孫が生まれてちょうど1年半で、肉親としてはこういう制度って非常にありがたいなと思うんですね。

これを活用できる対象になっている方には、この情報っていうのはしっかりと伝わってますかね。せっかくいい制度があるんだから、これを十分に活用してもらうためには、子育て中で困っている家庭にこの制度が行きわたり、その中で手を挙げてもらって、使えますよ、面接に行っていいですよということに繋がっていくと思うんです。

だからこの制度を知らなかっただけに困る思いをするようなことがないようにしてもらいたいなと思うんですが。行政として周知の徹底ということというのは大変ですけど、細やかな周知をしてもらえると、利用者にとってはありがたいのかなと思います。

【事務局（川副係長）】

せっかく作った制度ですので、広く周知したいという思いであります。

今の保護者の世代の情報の取得の仕方が、SNSやホームページで情報取得されるということを聞いておりますが、まだ国の制度が固まっていない部分もあって現時点で十分にできるかと言われると、うまくできてないという部分もあります。

この制度を利用するタイミングのときには、必要な情報を皆さんにお伝えできるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【鈴木会長】

実際どのくらいご存じなんですかね。服部さんは、もう保育園に入れてらっしゃいますが、何かご存じだったりしますか。

【服部委員】

ニュースで見たことはあるんですけど、対象じゃないなということで流していま

した。なのでテレビで聞いたことはあるなという感じです。

【鈴木会長】

伊藤さん同じでしょうか。

【伊藤委員】

同じですね。これどこかで見たこと、聞いたことはあるなという感じですが、私ももう保育園に入っているので。

【鈴木会長】

ありがとうございます。それでもニュースでご覧になったり、ネットで見たりということで、少しは認知度があるかなと思いますが、小牧市ではいつ始まるんだとか、どんな形でかというかっていうのは、広報が必要かなと思いますので、いろんなチャンネルを使って周知をしていただければなと思います。

どこの自治体も頭を悩ます制度で、みんなで悩みながら進んでいくんだろうなと思っています。できるだけいい形で実施をしていただければと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは（3）小牧市こども計画の中間見直しについて説明をお願いします。

【事務局（山本係長）】

それでは資料の5をご覧ください。

令和7年3月に策定し、令和7年度から11年度を計画期間とする「小牧市こども計画」でございますが、令和8年度以降に、計画の内容及び量の見込みと確保の方針について見直しの必要が生じましたので、来年度9月にこども計画の中間見直しを予定しております。

本日は、報告事項として、見直しが必要となる要因の内容につきましては、3点ございます。

1点目が、学校再編に伴う放課後児童クラブの小学校区別の量の見込みについて、修正する必要があるものです。令和9年4月に篠岡地区において学校再編が予定されており、篠岡地区の小学校は現在の5校から2校へと再編される予定です。本市では、小学校ごとに学校敷地内に専用棟もしくは学校の空き教室を借用して児童クラブを開設しており、学校再編に合わせて児童クラブも統合を行うこととしております。

現行計画には、現在の市内16児童クラブごとの指標となっておりますので、学校再編後の利用人数の見込みに見直す予定をしております。

2点目が、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、先ほどの報告事項（2）でも説明がありましたとおり、令和8年4月より事業が開始いたしますが、現在の計画に料の見込みに対する確保の内容が盛り込まれておりませんの

で、暫定的に代用計画を策定します。来年度の中間見直しに合わせて本計画に反映をさせる予定をしております。

3点目が、こども若者総合相談センターについてです。こども若者総合相談センターとは、子ども・若者育成支援推進法に基づき、地方公共団体が設置する、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点で、愛知県内の多くの市町村に設置がされておりますが、本市は未設置であります。「こども若者総合相談センター」の計画期間内における早期の開設に向け検討していくため、来年度の中間見直しに合わせて、こども計画への具体的な取組として追加したいと考えております。

2としまして、中間見直しの進め方について、法令上の根拠について記載しております。計画を変更する際には、本会議の意見を聞き、その後にパブリックコメントとして広く市民の意見を反映させ、県との協議も必要であると規定されています。

3としまして、計画見直しのスケジュールについて、令和8年5月に第1回会議にて、計画の見直し案を提示させていただき、ご審議いただきます。いただいた意見を反映させた見直し案を6月の第2回会議にてお諮りし、ご承認をいただきたいと考えております。7~8月に1か月間のパブリックコメントを実施し、8月中旬には、パブリックコメントでの意見をとりまとめ、修正案を公表、9月上旬に第3回会議にて結果を報告させていただき、10月に見直し後の計画を公表させていただく予定をしております。

なお、愛知県との協議次第では、スケジュールが変動する場合がございますので、ご了承ください。以上で、報告事項（3）の説明を終わります。

【鈴木会長】

放課後児童クラブ、誰でも通園制度、相談センターの3点が主な変更点で、皆さんにお諮りしないといけない部分であります。これに関しまして何かご質問ご意見ありますか。

【安藤委員】

学校の再編と言うのは、非常にタイトなスケジュールかと思いますが、これが決定して初めてこの計画っていうのは成り立つと思います。令和9年4月に再編が実施されますということは、まだ確定してないものに対して、もう先取りしてこれから放課後児童クラブの利用人数については調査を進めていくということですね。

篠岡地区の情報があまり入ってこず、タイムスケジュールが全く分かっていなくて、どのぐらいで学校再編が進んでいくのか。令和9年4月で決定ということでいいですか。

【加藤委員】

教育委員で携わってるので、少しだけ安藤先生のお話に説明をさせていただこうと思います。

現在 12 月 9 日までということでパブリックコメントを行っていて、パブリックコメントの内容を踏まえて、今後、計画が策定されていく予定です。

【鈴木会長】

事務局の方からは、山本さんお願いします。

【事務局（山本係長）】

学校再編が先行して決定されれば、それに合わせて中間見直しを行っていきます。学校再編の決定に先立って中間見直しをするということではなく、そちらの動向と連携をしながら進めていきたいと考えております。

現時点での予定ということでご承知おきいただければと思います。

【鈴木会長】

非常に微妙な内部の問題ですので、どこまではっきりいえるかっていうのは難しくはございますが、そこは皆さん気になるところもありますので、その進捗もまたご報告いただけたらと思います。

今年度で任期を終えられる委員さんもあろうかと思いますが、中間見直しということで皆さんお心づもりをしていただければと思います。

続きまして（4）家庭的保育事業等部会からの報告についてよろしくお願ひいたします。

【事務局（加藤係長）】

幼児教育・保育課の加藤です。よろしくお願いします。

家庭的保育事業等部会からの報告の前に、今回、事業認可にあたり意見聴取を行いました、小規模保育事業所「はな保育室こまきはら」の概要について簡単にご説明をさせていただきます。

資料 6-1 をご覧ください。「はな保育室こまきはら」は市の事業認可を受けまして、今月 4 日に開園した市内で 22 施設目の小規模保育事業所です。

設置主体は株式会社はな保育で、名古屋市や一宮市などで幅広く保育施設の運営を行っている会社です。

施設の所在地は小牧原新田字樋下地内で、名鉄小牧線の小牧原駅から西へ 400 メートルほどの住宅街の中に位置しております。

定員は 0 歳児と 1 歳児がそれぞれ 6 人、2 歳児は 7 人の合計 19 人です。現在、0 歳児と 1 歳児はそれぞれ 6 人、2 歳児は 1 人、合計 13 人のこどもが在園している状況です。

施設の外観や内装につきましては、資料に掲載している写真をご確認いただければと思います。

概要の説明は以上となります。家庭的保育事業等部会の報告につきましては、部会長の長江委員よりお願いしたいと思います。

【長江委員】

部会の開催結果についてご報告をさせていただきます。

資料 6-2 をご覧ください。令和 7 年 11 月 4 日に開園した、「はな保育室こまきはら」の事業認可にあたり、部会委員の意見を聴取するため、先月 23 日に部会を開催いたしました。

部会には 5 名の委員が出席され、主に 4 つの意見をいただきました。

まず 1 つ目はガラスにぶつかり、転倒したときのけがや園児が窓の鍵の開け閉めで遊んだり、指を挟んだりすることの防止、それから感染防止策としての窓の開け閉めをするときの換気が安全に行われるよう、保育室の掃き出し窓に格子を設置するなど、安全対策を講じることです。

これは資料 6-1 を見ていただくとわかるんですが、資料の右上に内部園庭というのがあり、各保育室の掃き出し窓から出られるようになっています。

便利そうに見えますがこどもたちが掃き出し窓の鍵の開け閉めなどで危険なことも想定されるかなということで、いただいた意見です。

2 つ目は、施設北側の道路は通勤時間帯等に通り抜ける車両が多いため、保護者に安全運転を呼びかけ、送迎時の事故防止に努めること。

3 つ目は、散歩や周辺の公園を利用する際は、歩行中等事故が発生しないように注意すること。

4 つ目は、職員の意識の共有化や組織づくりは、こどもが安全で安心して過ごせる園環境をつくる。新設施設ですが、そのことを踏まえて経験年数等を考慮した保育士の配置に努め、安定した施設運営を図ることという意見が出ました。

これらの意見につきましては、今後の施設運営等の参考にしていただくために、市担当部署に伝えております。

以上で、家庭的保育事業等部会の開催結果について報告を終わります。

【鈴木会長】

ありがとうございました。報告がありましたら、何かご質問ご意見等ござりますでしょうか。

【田中委員】

私の勉強不足かもしれません、先ほど市内で 22 施設目だということでお聞きしましたが、心配なのは現在小牧市でも少子化でこどもさんが非常に少なくなっています。

るという中で、本当に皆さんご利用されているのかなと。

あるところはガラガラになってあまりこどもを見ないよ、という話も聞きましたが、実際問題として定員に満たないところがあったような気がします。

どんどんこういう施設を作っていくのはいいんですが、いかがなもんかなと思ったりもします。こちらの施設はもう完成しているものですから、どうしようもないんですけど、今後こどもさんがたくさん増えてくれればいいけど、どんどん減っていく状況の中で、ということで心配をしているところであります。

【鈴木会長】

ありがとうございます。

量の見込みですね、この5年計画を策定して、いろいろ考えてということなんですけど、現状いかがでしょうか。

【事務局（臼井課長）】

小規模保育事業所が市内で22施設目になるけれども、施設によっては空きがあったりするなどの状況があるという話を耳にされているということありました。

以前から、働く母親が増加をしていたり、共働き世帯が増加しているといったところで保育ニーズが高まってきておりました。

さらに小牧市では、令和5年4月に市独自で0歳から2歳の保育料無償化を行っておりまして、小牧市内での特に低年齢児、0から2歳の保育ニーズの高まりを見せている状況でございます。

4月1日時点での待機児童というのは、今のところ発生していないですが、年度途中になりますと、低年齢児0から2歳を中心に待機児童も発生をしている状況でございます。

今、空きが出て施設の運営に困っているという状況については、特に施設の方から聞いておりません。年度途中での待機児童も発生しているような状況でございますので、今後につきましても、この保育ニーズというのは一定程度保たれていくものと考えております。

以上でございます。

【田中委員】

ありがとうございます。

もう1点だけお伺いしたいんですけど、ほとんどの施設で定員は19人ですか。施設によっては違いますでしょうか。

【事務局（川副係長）】

市内における小規模保育事業所の施設の定員数についてです。

小牧市内におきましては、19人定員の施設と12人定員の施設とあります。

今、開設されている小規模保育事業所につきましては、どちらかの人数で運営をされているということでご承知おきください。

【鈴木会長】

待機児童が出そうなぎりぎりのところで今やっているので、開設する必要性があると思っていただければいいかと思います。

0から2まで無償化ということで小牧市は頑張っているので、しばらくは大丈夫かなと思います。10年20年先を見ますと淘汰されるところも発生しようかと思います。

どこでもそうですけど、ニュータウンを作ったときにたくさん施設を作って、保育所、幼稚園、小学校まで閑古鳥が鳴くというどこもいっぱいありますので、10年20年を見通すと少し考えようかなというところです。

またそんな傾向が出てきたら、この会議でも少し考えていかなくてはいけないかと思うんですが、とりあえず今期の7年から11年までのところでは、そこまで困ることはないだろうと思います。

次の計画のときくらいから怪しくなってくるというのは、考えられなくもないですけれども、小牧市はこれだけ魅力ある都市づくりをされてるので、まだまだいけるかなと思います。幼児教育・保育課としては大変ですけど、よろしくお願ひいたします。

保育士の配置を経験年数のバランスをとってということが指摘事項にありましたけれども、それも含めしっかりと運営していただければなというふうに思います。

ありがとうございました。

それでは、報告事項は以上ということになります。いろんなことがしっかりと進んでいるなど今日も感じました。

その他の今後の予定について事務局の方からお願ひいたします。

【事務局（小川課長）】

では次に次第の3その他の方に移ります。

今後の会議の予定についてのご案内になります。

報告事項の（2）にてご説明をさせていただいた通り、令和8年4月からこども誰でも通園制度を開始いたします。

それに伴い、来月12月に家庭的保育事業等部会を開催し、こども誰でも通園制度を実施する事業者の認可申請について審議を行い、事業者の認可をした後、確保の内容を定め、代用計画案を作成いたします。

代用計画案について、委員の皆さんからのご意見をいただくため、1月頃に第4回

会議を書面にて開催させていただき、いただいた意見をふまえ計画修正を行い、第5回会議にて代用計画の策定及びその他の内容について、お諮りさせていただく予定をしております。

第5回の会議は2月24日（火）の14時から、東庁舎5階の大会議室での開催を予定しております。それぞれ日にちが近づきましたら、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。長時間に渡りましてありがとうございました。お帰りの際はどうぞ交通事故には気をつけてお帰りください。